

会計年度任用職員（栄養士）募集要項

| | |
|----------------|--|
| 職名（職種） | 会計年度任用職員（栄養士） |
| 採用予定人数 | 1名 |
| 職務内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児健診等母子保健の栄養相談業務に関すること。 2 特定保健指導等成人保健の栄養相談業務に関すること。 3 栄養・食育事業に関すること。 4 市民栄養調査等各種栄養調査に関すること。 5 地域における食育推進業務に関すること。 |
| 応募資格 | <p>管理栄養士の資格を有する方 地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方 |
| 求める人材 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての基礎知識を持ち、積極的に業務に取り組める方 ・市民や職員と円滑にコミュニケーションが図れる方 ・Word, Excelの使用やシステムへの入力など基本的なパソコン操作が可能な方 |
| 任用期間 | <p>令和7年7月1日から令和7年10月10日まで ※採用後、1か月間（勤務日数が15日に達しない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、令和10年度まで再度任用の可能性あります。</p> |
| 勤務場所 | <p>札幌市豊平保健センター（豊平区平岸6条10丁目） ※勤務場所は敷地内禁煙です。</p> |
| 勤務所属 | 札幌市豊平区保健福祉部健康・子ども課 |
| 勤務日・時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日） ・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間：1週間当たり30時間とし、割振りは付表に定めるとおりとする。 ・休憩時間：上記の勤務時間の途中に45分。割振りは付表に定めるとおりとする。 <p>※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。</p> |
| 給与 | <p>月額170,156円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年4月時点のもですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。</p> |
| 諸手当 | 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有（支給要件有） |
| 休暇 | 年次休暇（任用当初から付与、原則3日）、特別休暇、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有） |
| 社会保険 | 札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有） |
| 福利厚生 | －（任用期間等、要件充足により札幌市職員福利厚生会に加入の場合あり） |
| 公務災害 | 補償制度有 |
| 服務 | <p>地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p> |
| スケジュール 応募方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・応募受付期間：令和7年5月7日～令和7年5月20日 ・面接日程：令和7年5月中旬 ・合否決定時期：令和7年5月下旬 ・応募方法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）及び管理栄養士免許証（写）を下記まで持参または郵送 <p>※書類選考後、面接を行う方へのみ、電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> |

| | |
|----------|--|
| | 【履歴書送付先（募集者）】 〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目 札幌市豊平区保健福祉部健康・子ども課健やか推進係 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員 栄養士（健康・子ども課）履歴書在中」と朱書き |
| 個人情報の取扱い | 履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、サービス、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。 |

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

付表

| 勤務課所 | 曜日 | 勤務時間 | | 休憩時間 | | 1日当たり勤務時間 |
|------|----|------|-------|-------|-------|-----------|
| | | 開始 | 終了 | 開始 | 終了 | |
| 豊平区 | 月 | 8:45 | 16:00 | 12:15 | 13:00 | 6:30 |
| | 火 | 8:45 | 16:00 | 12:15 | 13:00 | 6:30 |
| | 水 | 8:45 | 16:00 | 12:15 | 13:00 | 6:30 |
| | 木 | 8:45 | 16:30 | 12:15 | 13:00 | 7:00 |
| | 金 | 8:45 | 12:15 | なし | | 3:30 |